

外商投資安全審査弁法 概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. 背景および歴史的沿革

中国では従来、海外からの投資がもたらす経済的利益と国家安全保障とのバランスを図るための外資規制の一環として、外資に関する安全審査制度が実施されており、その根拠法令は「外国投資者による国内企業の合併・買収にかかわる安全審査制度の確立に関する国务院令の通知」（国弁発〔2011〕6号、2011年2月3日公布、2011年3月5日施行）および「外国投資者による国内企業の合併・買収にかかわる安全審査制度の実施に関する商務部の規定」（商務部公告2011年第53号、2011年8月25日公布、2011年9月1日施行）、並びに「自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法」（国弁発〔2015〕24号、2015年4月8日公布、2015年5月8日施行）でした。

海外からの投資の増加とそれに伴う安全保障上のリスクの高まりを受けて、「中華人民共和国外商投資法」（中華人民共和国主席令第26号、2019年3月15日公布、2020年1月1日施行）第35条において、「国は、外商投資安全審査制度を確立し、国家安全に影響をもたらす、または影響をもたらす得る外商投資に対して安全審査を行う」ことが明記され、外商投資安全審査制度の大枠が定められました。そして、外商投資安全審査制度についてより具体的に定めた「外商投資安全審査弁法」（中華人民共和国国家發展改革委員会・中華人民共和国商務部令第37号、2020年12月19日公布、2021年1月18日施行。以下、「弁法」）が2020年12月19日に公布され、2021年1月18日から施行されました。なお、「弁法」施行後も従来の3規定はいずれも廃止されていないため、これらに基づく従来の安全審査制度も依然として有効であると思われませんが、この点に関し公式な見解はありません。以下では、「弁法」が定める外商投資安全審査制度について解説します。

2. 審査範囲に含まれる投資形態

外商投資安全審査の範囲に含まれる外商投資は次のとおりとなっています。

- (1) 外国投資者が単独または他の投資者と共同で国内において新規プロジェクトに投資し、または企業を設立すること
- (2) 外国投資者が合併・買収の方法により国内企業の持分または資産を取得すること
- (3) 外国投資者がその他の方法により国内において投資すること

3. 審査の対象となる投資先業種・分野

外国投資者または関連する国内当事者は、次の業種・分野への外商投資を実施する前に、自主的に外商投資安全審査業務メカニズム弁公室（国家發展改革委員会に設置され、外商投資安全審査の日常業務を担当。以下、「業務メカニズム弁公室」）に審査を申しなければなりません。

- (1) 軍需産業、軍需付帯産業等の国防安全にかかわる分野への投資、並びに軍事施設および軍需施設周辺地域における投資
- (2) 国家安全にかかわる重要農産物、重要エネルギーおよび資源、重要設備製造、重要インフラ、重要輸送サービス、重要文化製品・サービス、重要情報技術およびインターネット製品・サービス、重要金融サービス、基幹技術並びにその他の重要分野への投

資であり、かつ投資先企業の実質的支配権¹を取得するもの

4. 申告手続き

申告手続きに関する各事項は次のとおりです。

(1) 申告主体

外国投資者、中国国内の関連当事者のいずれでもよい

(2) 申告先

「業務メカニズム弁公室」または権限を付与された省、自治区、直轄市人民政府関係機関

(3) 申告資料

申告書、投資プラン、外商投資が国家安全に影響を及ぼすか否かに関する説明、「業務メカニズム弁公室」の定めるその他の資料

(4) 申告の実施

- ① 申告主体による自主申告が主となります。
- ② 「業務メカニズム弁公室」は職権により申告を要求することができます。

5. 審査手続

審査は初歩的審査と本審査に分けられ、本審査はさらに一般審査と特別審査に分けられます。

(1) 初歩的審査

初歩的審査において、「業務メカニズム弁公室」は、申告資料を受領した日から 15 営業日以内に、安全審査を行う必要があるか否かを決定し、かつ、書面により当事者に通知しなければなりません。

(2) 本審査

初歩的審査を経て、申告された外商投資に対し安全審査を行うことを決定した場合、「業務メカニズム弁公室」は、決定日から 30 営業日以内に、一般審査を完了しなければなりません。一般審査を経て、国家安全に影響を及ぼさないと認められた場合、「業務メカニズム弁公室」は、安全審査合格を決定しなければなりません。国家安全に影響を及ぼし、またはその恐れがあると認める場合、「業務メカニズム弁公室」は、特別審査の開始を決定しなければなりません。特別審査は、開始日から 60 営業日以内に完了しなければなりません。

¹ 「投資先企業の実質的支配権を取得する」には以下が含まれる。

- (1) 外国投資家が企業の 50%以上の持分を保有すること
- (2) 外国投資家が保有する企業の持分は 50%未満であるものの、その保有する議決権が董事会、株主会または株主総会の決議に重大な影響を及ぼすことができること
- (3) 外国投資家が企業の経営意思決定、人事、財務、技術等に重大な影響を及ぼすことが可能となるその他の事由

特殊な状況においては、審査期間を延長することができます。

特別審査完了後、(a) 合格（投資実行可能）、(b) 投資不可、(c) 条件付きで合格（投資可能）、のいずれかの決定が下されます。

7. 罰則

(1) 当事者が申告対象範囲内の外商投資を申告せずに実施した場合

「業務メカニズム弁公室」より所定期限内における申告を命じられます。申告を拒絶する場合、所定期限内において、持分または資産の処分およびその他の必要な措置の実施を通じて投資実施前の状態へ回復し、国家安全に及ぼす影響を除去するよう命じられます。

(2) 当事者が虚偽の資料を提出し、または関連情報を隠蔽した場合

「業務メカニズム弁公室」より是正を命じられます。当事者が虚偽の資料の提出または関連情報の隠蔽によって安全審査に合格した場合、関連する決定が取り消されます。投資が既に実施されている場合、所定期限内において、持分または資産の処分およびその他の必要な措置の実施を通じて投資実施前の状態へ回復し、国家安全に及ぼす影響を除去するよう命じられます。

(3) 安全審査に条件付きで合格後、当事者が附加条件に従い投資を実施していない場合

条件付きで安全審査に合格した外商投資について、当事者が附加条件に従い投資を実施していない場合、「業務メカニズム弁公室」より是正を命じられます。当事者が是正を拒絶する場合、所定期限内において、持分または資産の処分およびその他の必要な措置の実施を通じて投資実施前の状態へ戻し、国家安全に及ぼす影響を除去するよう命じられます。

また、当事者が上記 (1) (2) (3)のいずれかに該当する場合、不良信用記録として国の関連信用情報システムに記録され、かつ、国の関連規定に従い共同懲罰が実施されます。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210034>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp